

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月5日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和6年度定期監査（後期：9月～12月実施分）結果報告

1 監査の対象

地 域 政 策 部：市民窓口課
農 林 水 産 部：農業振興課、干拓室、有害鳥獣対策課
経 済 交 流 部：商工観光課
建 設 部：建設総務課
議 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局
多 良 見 支 所：地域総務課、産業建設課
森 山 支 所：地域総務課、産業建設課
高 来 支 所：地域総務課、産業建設課

※監査の対象年度：令和5年度

2 監査の期間

令和6年9月24日（火）から令和6年12月13日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【地域政策部 市民窓口課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定し

なければならないと規定されているが、収入した戸籍手数料において、調定されていない事例が見受けられた。(過誤納金還付をした戸籍手数料に係る調定) については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、自衛官募集事務委託金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【農林水産部 農業振興課】

○ 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市行政財産の使用料徴収条例第2条に基づき算定された行政財産の目的外使用料において、算定額を誤っている事例(当該土地の評価額を土地の全面積で除して得た額の誤り)が見受けられた。

については、行政財産の使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【経済交流部 商工観光課】

○ 結の浜マリンパーク利用料(雑入)の収入事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第25条第1項によると、私人に歳入の徴収若しくは収納の事務を委託する場合は、会計管理者と協議のうえ、市長の決裁が必要であると規定されているが、結の浜マリンパーク利用料(雑入)について、施設利用協力金として手続きがなされないまま業者に収納を委託している。

また、地方自治法第228条によると公の施設の利用につき徴収する使用料に関する事項については、条例に定めるよう規定されている。施設利用協力金の内、キャンプ場利用料については、公の施設の利用と考えられるが条例には定められていない。

上記の2点について、前回の随時監査を含め、令和2年度から指摘しているものの改善されていない。については、当該地の所有者である長崎県との協議を進め、地方自治法及び諫早市会計規則に則った適正な収入事務に改善するよう

速やかに必要な措置を講じられたい。

【建設部 建設総務課】

- 占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項及び諫早市公共下水道条例第29条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、占用料が納入期限内に徴収されておらず、前回の定期監査時の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

については、占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 占用許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

占用許可の条件として提出することとなっている工事竣工届について、未提出や提出の遅延など、前回の定期監査時の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

については、適切な占用許可事務の執行に努められたい。

【多良見支所 産業建設課】

- 道路占用料等の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されているが、納入期限が占用開始後の任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例。
- ② 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されているが、占用料の納入期限が開始前に設定されておらず、令和4年度に徴収すべきところ令和5年度に徴収されている事例。
- ③ 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行す

る納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、市民公園にかかる公園使用料の納入期限が使用前に設定されておらず、令和4年度に徴収すべきところ令和5年度に徴収されている事例。

- ④ 諫早市漁港管理条例第20条第1項によると、利用者は利用料等を市長が指定する日までに納付しなければならないと規定されているが、喜々津漁港施設占用料が、市長が指定する日（納入期限）までに納入されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例。

については、道路占用料等の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 物品の管理について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は、当該物品の取得価格とし、取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格によるものとする規定されているが、備品管理記録票の単価及び取得価格又は見積価格が記載されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。

- 文書管理事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市文書管理規程第15条第3項によると、決裁が終了した決裁文書には、文書管理システムの所定欄又は文書管理システムから出力した起案用紙の所定欄に決裁が終了した年月日を入力又は記入しなければならないと規定されているが、道路占用許可及び法定外公共物占用許可等の決裁文書に決裁

が終了した日が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、文書管理事務について規程に基づき適正に行われたい。

- 法定外公共物占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項により準用する諫早市準用河川流水占用料等徴収条例の第3条第1項によると、流水占用料等は、占用等の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用等の許可の際に全額を徴収すると規定されているが、法定外公共物占用料の納入期限が許可日後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、法定外公共物占用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【森山支所 産業建設課】

- 公園施設使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市緑化公園条例第15条第3項によると、使用料は、許可の際徴収するものと規定されているが、公園施設使用料の納入期限が許可日後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、公園施設使用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 占用許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

道路占用許可事務において、決裁文に占用の開始日が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、占用許可事務について適切に行われたい。